

## 「とちぎものづくりフェスティバル2018」運用方針

平成30年4月23日

栃木県産業労働観光部労働政策課

### 1 目的

本方針は、産業労働観光部労働政策課が運営する、フェイスブックページ「とちぎものづくりフェスティバル2018」(<https://m.facebook.com/tochigiginougorin>)の運用に関する事項について定める。

### 2 基本方針

「とちぎものづくりフェスティバル2018」は、平成30年11月に開催されるとちぎものづくりフェスティバル2018に関する情報及び技能五輪全国大会・全国アビリンピックに関する情報を発信することにより、県民等に対し、イベントへの理解・関心を深めていただくとともに、将来の青年技能者の育成及び障害者雇用の促進を図ることを目的とする。

### 3 運用方針

(1) 「とちぎものづくりフェスティバル2018」は、産業労働観光部労働政策課の職員が次の通り運用するものとする。

ア 情報を発信する時間帯は、原則として平日の8時30分から17時15分とする。

イ 「とちぎものづくりフェスティバル2018」をはじめ、その他のフェイスブックページ等における他者のコメント等に対し、コメント及び「いいね！」の対応はしない。

(2) 「とちぎものづくりフェスティバル2018」では、次の情報を発信する。

ア とちぎものづくりフェスティバル2018のお知らせ情報に関すること

イ とちぎものづくりフェスティバル2018のイベント情報に関すること

ウ 技能五輪全国大会、全国アビリンピックに関すること

エ その他とちぎものづくりフェスティバル2018に係る情報に関すること

### 4 運用方針の公開・変更等

本方針の内容は、産業労働観光部労働政策課ホームページに掲載し、公開する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、当該ホームページを通じて周知する。